

インドネシアにおける知的財産の審判等手続に関する調査

2020年6月 ジェトロ シンガポール知財部 新留 豊

調査の目的

- ・ 効果的な権利取得・執行を実現するための基礎的情報の取得

調査の対象とする制度

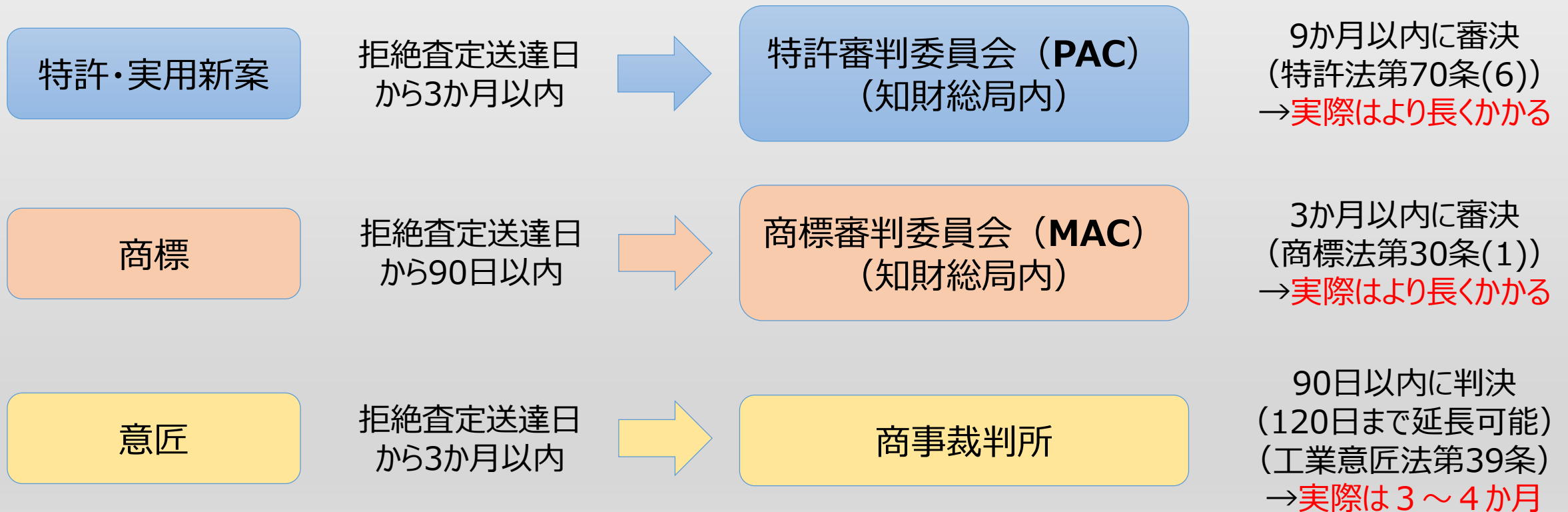
1. 拒絶査定に対する審判請求・上訴
2. 異議申立
3. 無効／取消の訴え

1. 拒絶査定に対する審判請求・上訴
2. 異議申立（付与前）
3. 無効／取消の訴え

1. 拒絶査定に対する審判請求・上訴

拒絶査定に対する審判請求・上訴

審判請求の手続



拒絶査定に対する審判請求・上訴

PACの組織（最大15名）

- 委員長（委員の職務も遂行）
- 副委員長（委員の職務も遂行）
- 委員（各分野の専門家と特許局の上級審査官）
- 要件
 - i. 国内居住のインドネシア国民
 - ii. 英語が堪能
 - iii. 任命時点で65歳以下

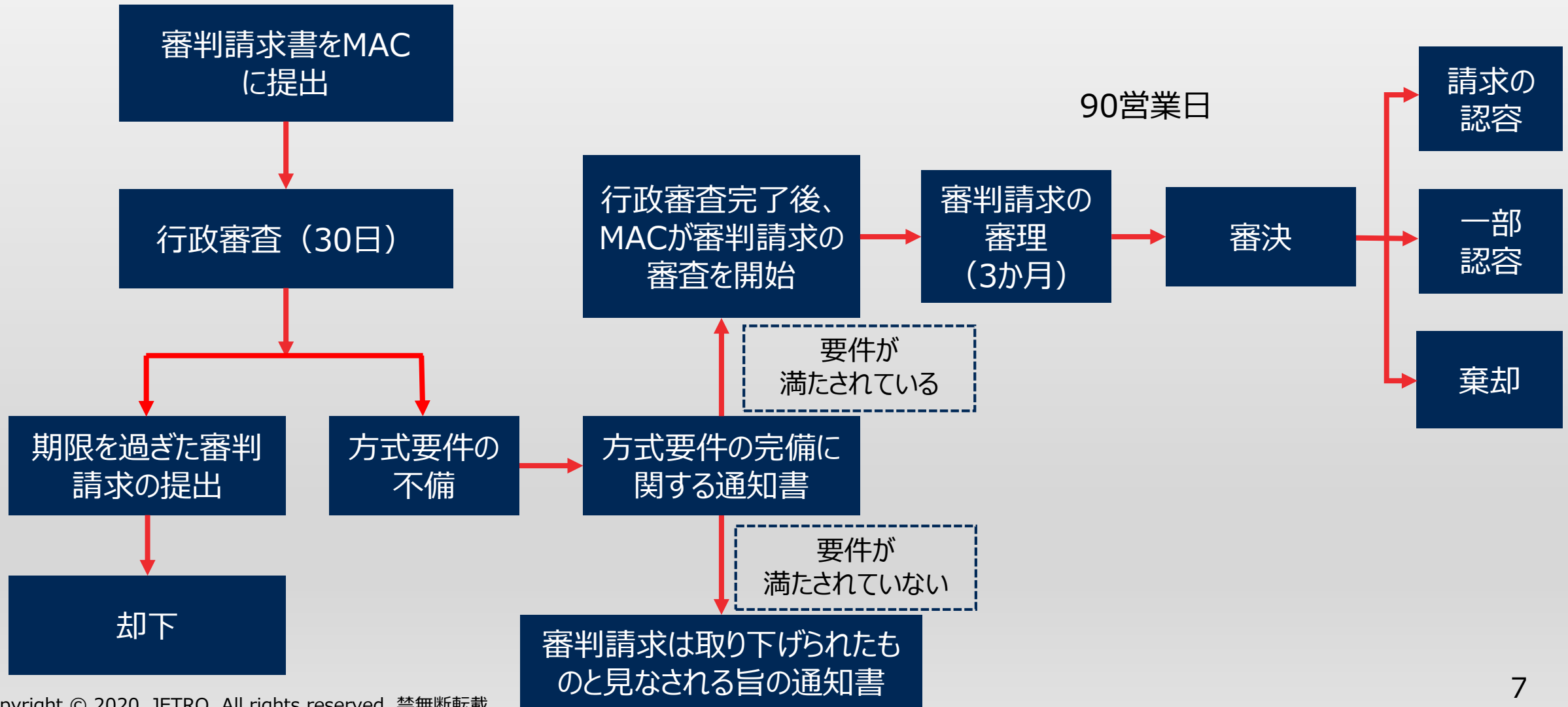
MACの組織（最大30名）

- 委員長（委員の職務も遂行）
- 副委員長（委員の職務も遂行）
- 委員（各分野の専門家と商標局の上級審査官）
- 要件
 - i. 国内居住のインドネシア国民
 - ii. 英語が堪能
 - iii. 任命時点で65歳以下

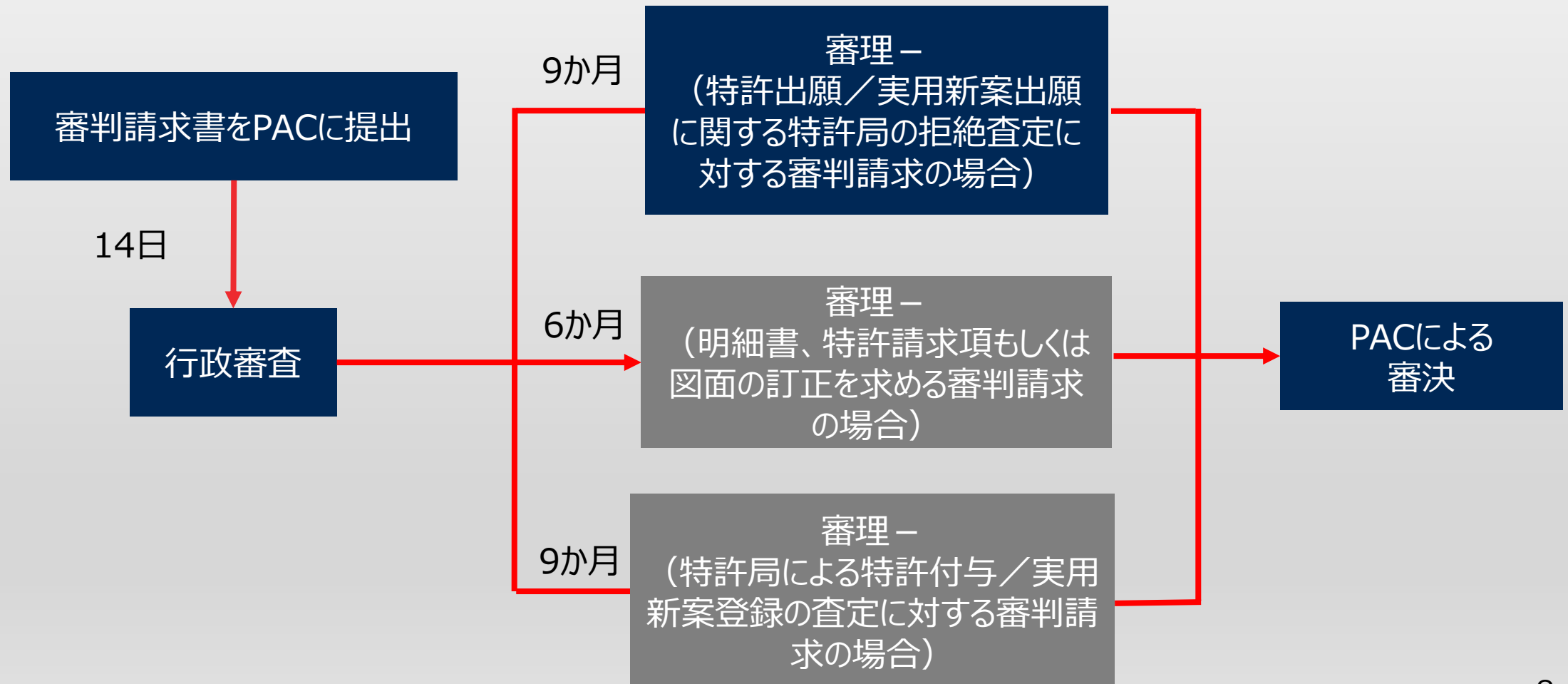
（参考） 商務裁判所の判事任命要件

- インドネシア国民
- 法学の学士号保有者
- 裁判官修習課程の修了者
- 信頼できる人物であり、誠実、公正、高潔な人柄
- 年齢が25歳以上40歳以下
- 犯罪履歴もしくは拘束力を有する最終判決による禁固刑経歴がない

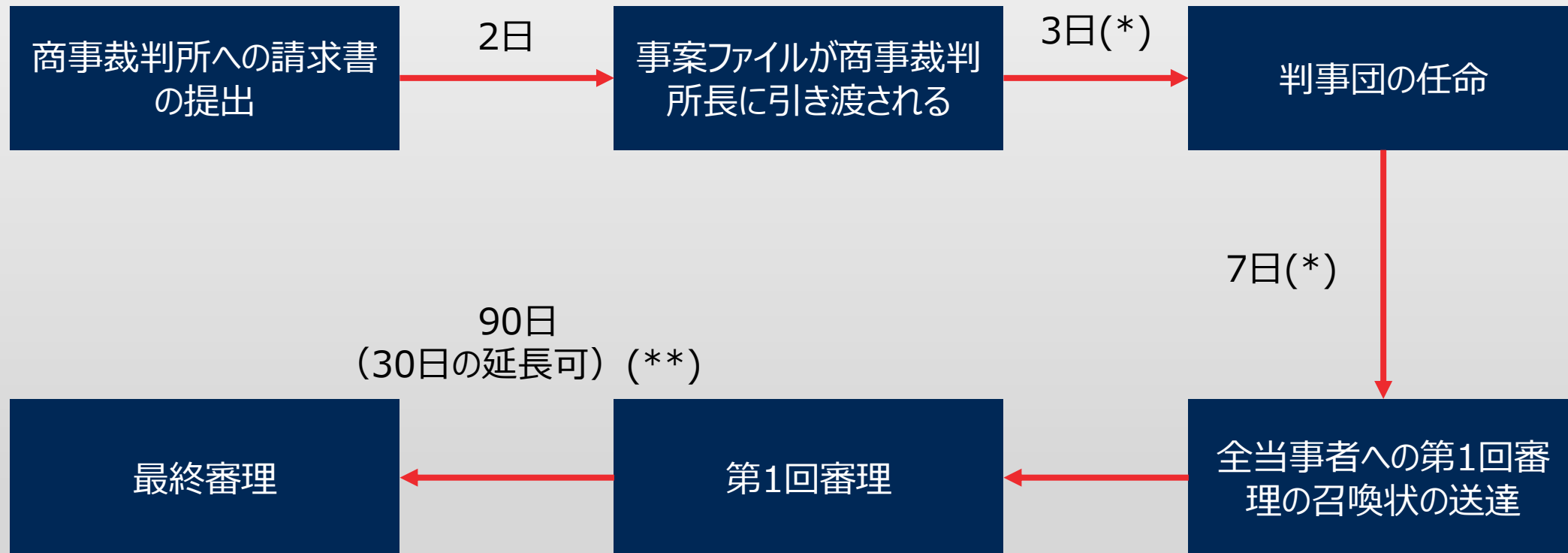
拒絶査定に対する審判請求（商標）



拒絶査定に対する審判請求・上訴（特許・実用新案）



商事裁判所における民事訴訟



(*) 特許事案の場合、この手続の期限は14日。

(* *) 特許事案の場合、この手続の期限は180日

審判請求に関する注意点

- 審判請求を行う前に意見書を提出することは実際には不可能。よって、MACおよびPACに提出される審判請求書に、すべての主張を盛り込む必要がある。
- MACおよびPACに提出する審判請求書には、請求人の主張をインドネシア語で記載する必要がある。請求人は、審判請求書の添付書類として自らの主張の裏付けとなる関係書類や証拠を提出できる。これらの文書および証拠は、スキャンによるコピー／通常の写しの形で提出可能である（公証や認証は不要）。
- MACに提出する商標審判請求の場合、請求人は、当局が引用した商標に対する識別力を生じさせるために、登録出願の対象となる商品／サービスの明細書の一部削除を要求することができるが、審判請求に関してそのような部分的な削除を認めるか否かはMACの裁量に委ねられることになる。実際問題として、請求人が明細書の修正（文言の変更、商品／サービスの種類の拡張等）を行うことはできず、唯一可能な変更は削除のみである。

口頭審理

商標

- 2019年規則90号によれば、MACは、審判請求書を提出した**当事者**、**商標専門家**（必要に応じて）および商標出願の審査を行った**商標局の審査官**に対し、MACへの出頭を要請することができる。

特許／実用新案

- 必要があれば、PACは、審判請求を行った当事者に対し、PACに**出頭して自らの主張を説明**するよう要求できる。

工業意匠

- 商事裁判所で行われる意匠に関する不服申立訴訟の過程で裁判所に提供される情報は、ほとんどが書面で提出される。口頭審理や口頭による主張の応酬が関係してくるのは、証人が出頭する**法廷審理のみ**である。

審決・判決の言い渡しと公開

審決／判決の言い渡し

- MACおよびPACの審決は郵送によって請求人または同人の代理人に送達される。
- これに対し、工業意匠訴訟における商事裁判所の判決は、すべての訴訟当事者に送達されるだけでなく、最高裁のオンラインデータベース上で公開されることになる。

審決／判決の公開

- 実務上、MACおよびPACの審決がオンラインデータベースにアップロードされることはない。
- これに対し、工業意匠訴訟における商事裁判所の判決は、すべての訴訟当事者に送達されるだけでなく、最高裁のオンラインデータベース上で公開されることになる。

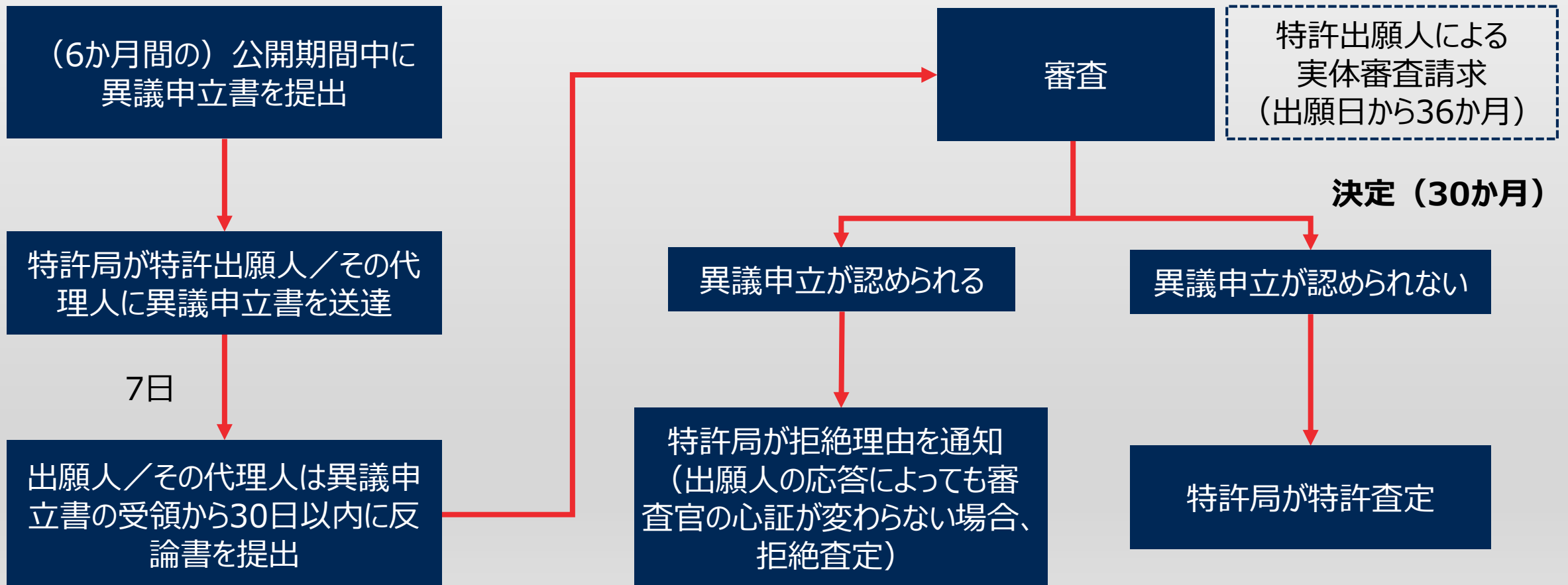
拒絶査定に対する審判請求・上訴

審判請求の件数

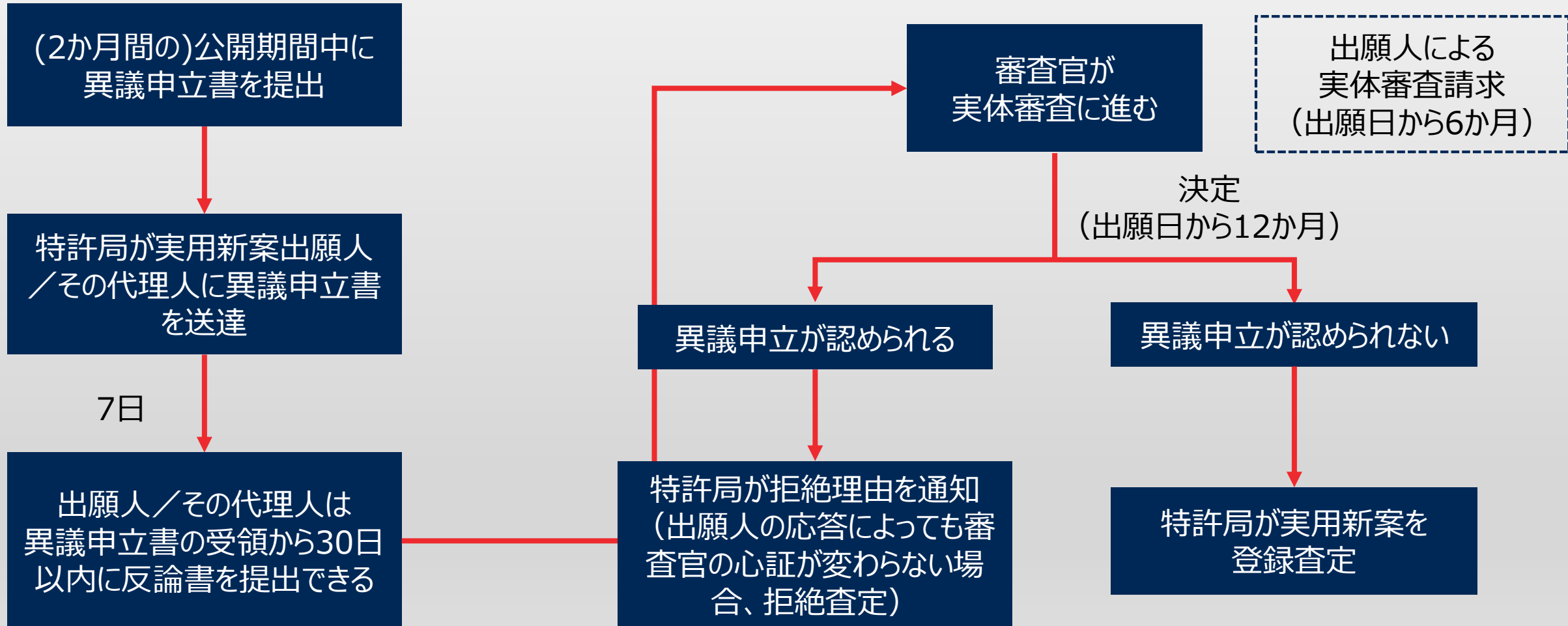
	2014	2015	2016	2017	2018
特許／実用新案	8	12	17	16	25
工業意匠権	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし
商標権	83	243	298	274	316
合計	91	255	315	263	341

2. 異議申立

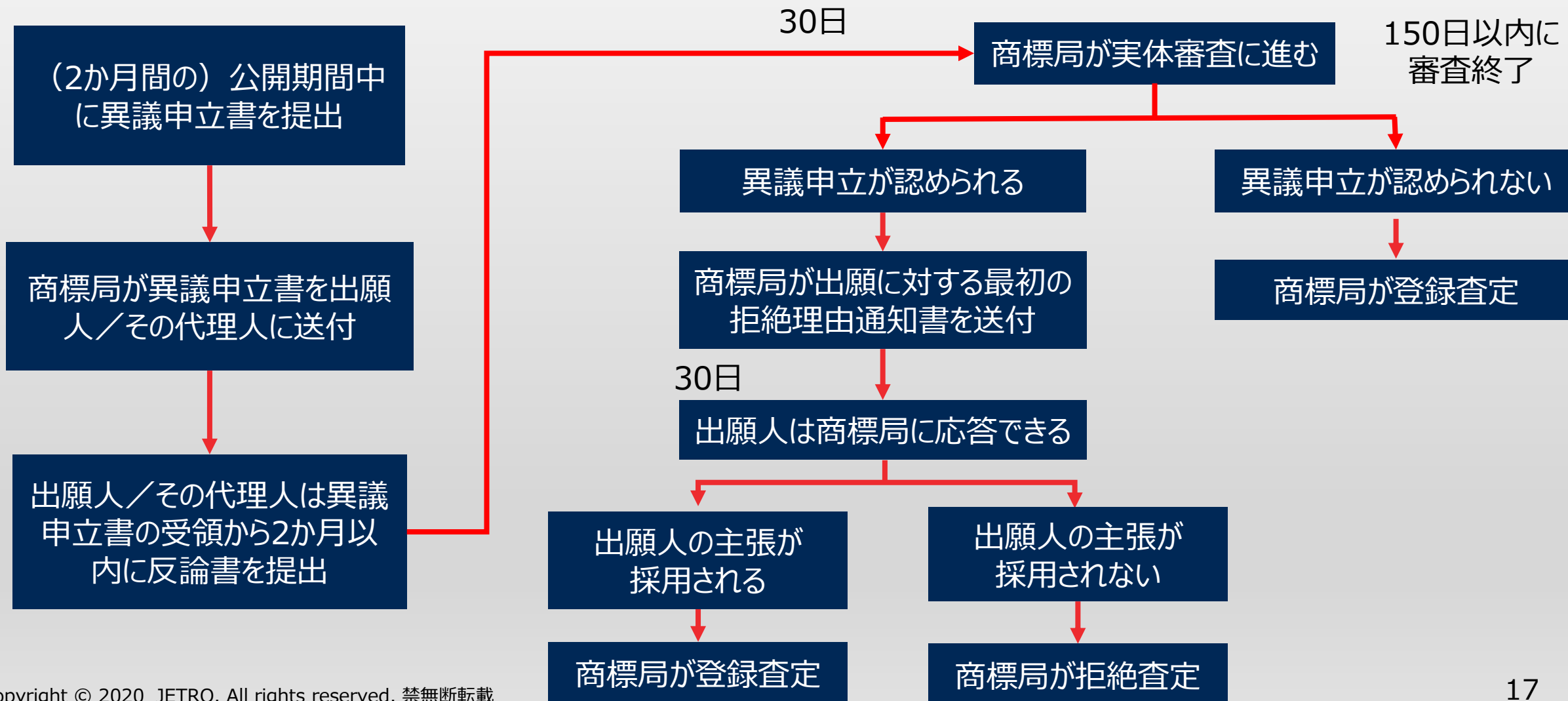
特許に関する異議申立手続のフローチャート



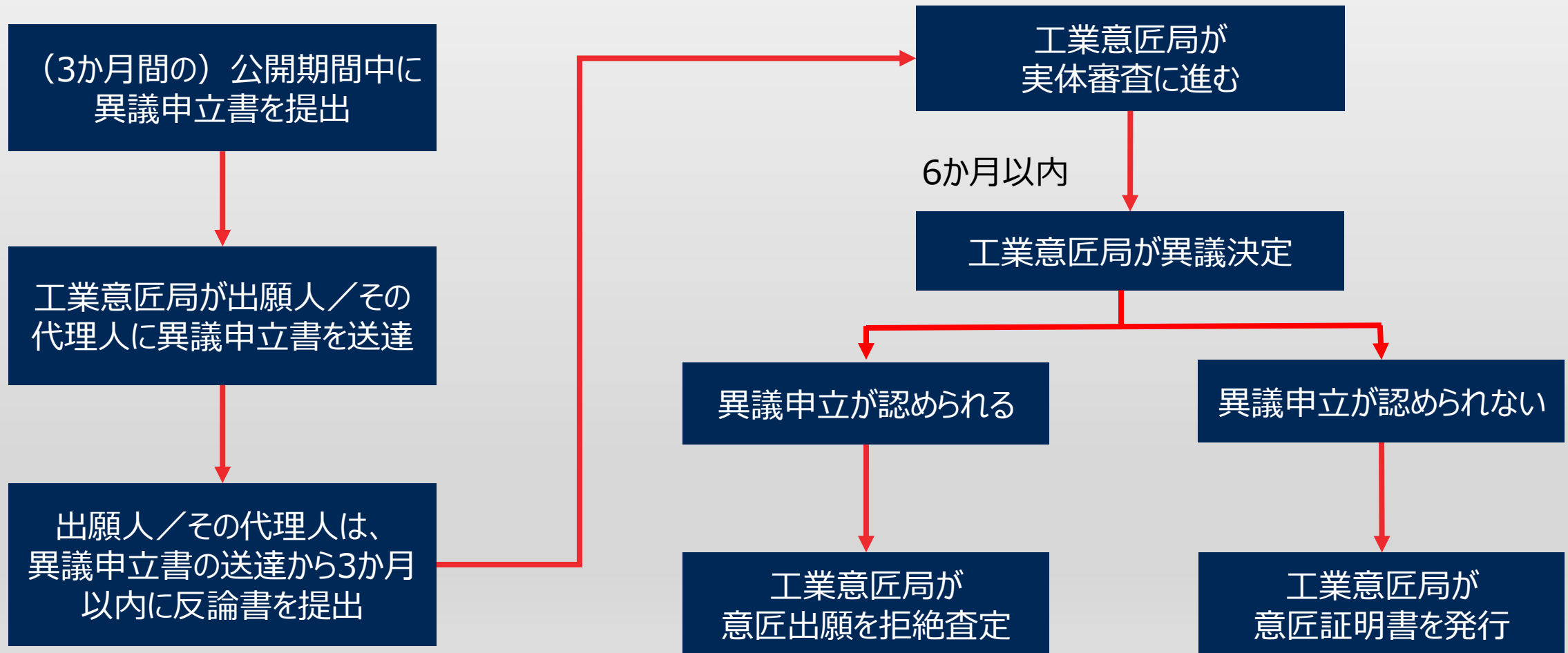
実用新案に関する異議申立手続のフローチャート



商標に関する異議申立のフローチャート



工業意匠に関する異議申立手続のフローチャート



異議制度

付与前異議

- 特許、実用新案、工業意匠および商標のいずれも、公開後、実体審査前に異議申立を処理する権利付与前異議の制度

申立人の適格

- 特許／実用新案＝利害関係を有する第三者（特許法第49条）
- 商標＝いかなる第三者も可（商標法第16条(1)項）
- 工業意匠＝いかなる第三者も可（工業意匠法第26条(1)項）

異議制度

異議理由

- 登録を受けることができないか、又は拒絶されるべきであるという理由

口頭審査

- 提供される情報は、すべて書面で提出される。口頭による審査が行われることはない。

異議申立手続の注意点

- 異議申立書に加えて、委任状（代理人が異議申立書を提出する場合）および公定手数料の支払証明書
明書の写しを特許局に提出するべきである。

異議決定の通知等

異議申立人への通知

- 商標局、特許局および工業意匠局は、異議決定を書面により出願人に通知するとともに、異議申立書を提出した当事者にも通知書を交付する。決定の通知は、Eメールや郵送によって行うことができる。

公開

- 商標局、特許局および工業意匠局が異議決定を当局の公開記録上で公開することはない。

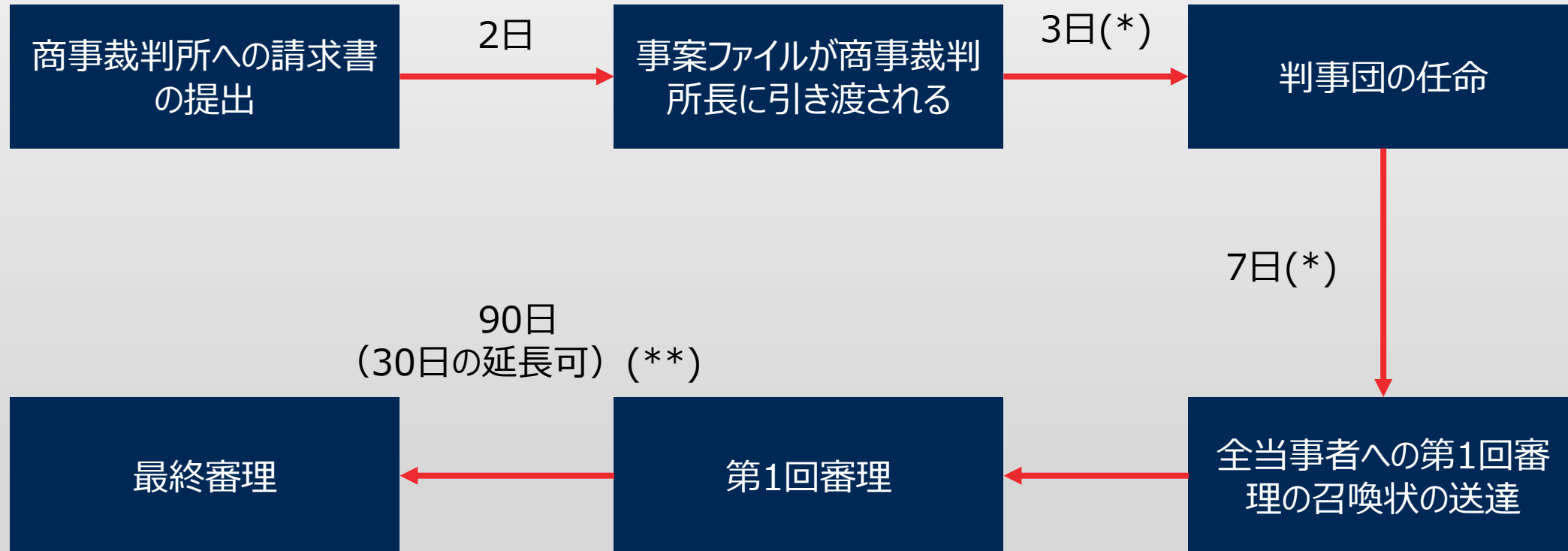
2. 異議申立

審判請求の件数

	2014	2015	2016	2017	2018
特許／実用新案	78	75	67	121	132
工業意匠権	110	143	137	197	25
商標権	678	943	813	920	715
合計	866	1161	1017	1238	872

3. 無効／取消の訴え

商事裁判所における民事訴訟（再掲）



(*) 特許事案の場合、この手続の期限は14日。

(* *) 特許事案の場合、この手続の期限は180日

特許／実用新案の無効請求

- 利害関係を有する第三者
- 無効事由は以下の特許性の要件違反

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> • 新規性、進歩性もしくは産業利用性の欠如 • 発明該当性の欠如 • 公序良俗違反 • 人体・動物に対する検査、看護、治療、手術の方法 • 科学及び数学の分野における理論及び方法 • 植物または動物の生産に必須の生物学的方法（除く非生物学的方法または微生物学的方法） | <ul style="list-style-type: none"> • 微生物を除く生物 • 遺伝資源および／または伝統的知識に関する出所開示等の要件違反 • 同一発明に関する特許の存在 • 強制実施権が付与された場合の、社会の利益を損なうような形態および方法による特許の使用 • 特許実施義務違反 |
|--|---|

工業意匠の無効請求

- 利害関係を有する第三者
- 意匠が工業意匠法に定める要件を満たしていないと主張

商標の無効・取消請求

取消請求

- 利害関係を有する第三者
- 商標の登録日から5年以内（ただし、商標が悪意で出願された場合、または本邦の国家的理念、道徳的価値および宗教的価値ならびに公序良俗に反するものである場合等、前記の期限が適用されないこともある。）

無効請求（不使用取消請求）

- 利害関係を有する第三者
- 登録商標の登録日または最後に使用された日から連続して3年以内に当該商標の使用がなされなかった場合
- なお、原告は、不使用取消請求を提起する前に調査を実施して問題の商標の不使用を示す兆候を探し出すとともに、インドネシアの主要都市において市場調査を行い、商標の不使用を裏付ける陳述を様々な関係者（消費者、業界団体、土地所有者等）から集め、当該商標が実際に使用されていないことを確認する必要がある。

商事裁判所での審理の流れ（一例）

- 第1回審理 – 原告の委任状の確認
- 第2回審理 – 被告の委任状の確認と原告の請求の読み上げ
- 第3回審理 – 原告の取消請求に対する被告側の回答文書（答弁書）の提出
- 第4回審理 – 被告の答弁書に対する原告の回答文書（反対答弁書）の提出
- 第5回審理 – 反対答弁書に対する被告の回答文書（第二訴答）の提出
- 第6回審理 – 原告の証拠提出
- 第7回審理 – 原告側証人の証言（証人がいる場合）
- 第8回審理 – 被告の証拠提出
- 第9回審理 – 被告側証人の証言（証人がいる場合）
- 第10回審理 – 原告および被告それぞれの結論提出
- 第11回審理 – 裁判長による判決言い渡し

特許査定に対する不服申立方法の比較

PAC（特許審判委員会）	商事裁判所
<p>特許付与の決定に対する不服申立は、特許付与日から9か月以内に提出しなければならない。</p>	<p>無効請求は、特許保護の期日切れでない限りにおいては、特許付与された日以降、いつでも提出できる。</p>
<p>PACの審判官は、特許専門家及び特許審査官である。</p>	<p>商事裁判所の裁判官は、必ずしも特許の経験を有するとは限らない。</p>
<p>審判手続は、少なくとも不服申立日から1か月で開始され、審決は9か月で発行される</p>	<p>裁判手続には、請求日から180日かかる場合がある。</p>

判決の言い渡しと公開等

- 公判の場において商事裁判所の判事により言い渡される。
- 判決文のコピーが当事者全員に交付されるとともに、最高裁のオンラインデータベース上で判決文が公開。
- 商事裁判所の判決は、当事者双方が提出・提示した事実、主張および証拠をすべて考慮。取消もしくは無効が認められた理由もしくは拒絶された理由に関する考察の概要を説明。
- 商事裁判所の判決に基づき、商標局、特許局および工業意匠局は、必要な取消もしくは無効の手続きを行う。
- 特許無効に関しては、無効と認められたのが一つ、ないし複数の特許請求項のみである場合、特許権者は、当該特許の中で無効と認定されていない請求項の削除について、特許局の調整を求めなければならない。

無効／取消の訴え

無効／取消の訴えの請求件数

	2014	2015	2016	2017	2018
特許／実用新案	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし	情報なし
工業意匠権	情報なし	情報なし	情報なし	7	13
商標権	79	86	135	127	125
合計					

判決が示された事案の件数

	2014	2015	2016	2017	2018
合計	188	53	352	251	247

ありがとうございました。